原子力発電工作物の保安に関する命令及び原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部を改正する命令

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第一条　原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号及び第二号中「事業用電気工作物の」の下に「設置又は」を加える。

第三十六条の見出しを「溶接事業者検査」に改める。

別表第四の一の項（六）中「送風機、通風機、空気圧縮機」を「空気圧縮機、送風機、通風機」に改める。

（原子力発電工作物の保安に関する命令の一部改正）

第二条　原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項添付書類の欄中「大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書」を「大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙に関する説明書」に改める。

別表第三中七の項を八の項とし、三の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二の項の次に次のように加える。

三　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造であって、構造、使用の方法又は水銀等の処理の方法の変更を伴うもの	大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該当する電気工作物の設置又は改造（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書

別表第四の一の項中（七）を（八）とし、（三）から（六）までを（四）から（七）までとし、（二）の次に次のように加える。

（三）水銀排出施設	1　水銀排出施設の種類、容量及び個数	水銀等に関する説明書	

（原子力発電工作物に係る電気関係報告規則の一部改正）

第三条　原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中欄中「ばい煙発生施設となった日から」の下に「、第九号の二に掲げる場合にあっては原子力発電工作物が水銀排出施設となった日から」を加え、同表第二号の次に次の一号を加える。

二の二　大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する原子力発電工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する原子力発電工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合		水銀排出施設の種類、構造及び使用方法並びに水銀等の処理の方法

第四条の表第九号の次に次の一号を加える。

九の二　現に設置している原子力発電工作物が水銀排出施設になった場合		

第四条の表第十八号及び第十九号中「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第二号の二」に改める。

附　則

この命令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省令第十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（本省及び各外局別の定員）

第一条　（略）

区分	定員	備考
本省	三九、三三〇人	
観光庁	一〇九人	
気象庁	五、一二〇人	
運輸安全委員会	一八〇人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一三、七四四人	
合計	五八、四八三人	

改正前

（本省及び各外局別の定員）

第一条　（略）

区分	定員	備考
本省	三九、五九九人	
観光庁	一〇三人	
気象庁	五、一六九人	
運輸安全委員会	一八〇人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一三、六二六人	
合計	五八、六七七人	